

6

まちづくり方針

誰もが生きがいを持ち 輝くまちづくり

目指す姿	
6-1 誰もがいつでも 読書に親しむ 環境をつくる	<ul style="list-style-type: none">○ 読書を通じて人々が交流している<ul style="list-style-type: none">▶ 6-1-1 読書を通じた交流の推進○ 身近に読書に触れることができる<ul style="list-style-type: none">▶ 6-1-2 読書環境の整備
6-2 誰もが学び、健康で 生きがいの持てる 文化の息づく まちをつくる	<ul style="list-style-type: none">○ 誰もが様々なことを学び、活かすことができる<ul style="list-style-type: none">▶ 6-2-1 生涯学習の推進○ 誰もがスポーツやレクリエーションを楽しんでいる○ 様々な活動を通じて、健康的にいきいきとした生活を送っている<ul style="list-style-type: none">▶ 6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進○ 身近に文化や芸術に触れることができる<ul style="list-style-type: none">▶ 6-2-3 文化・芸術の振興○ 文化財保護・保全活動が行われ、市民がそれらを大切にしている<ul style="list-style-type: none">▶ 6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承
6-3 誰もが平等に暮らせ る社会を実現する	<ul style="list-style-type: none">○ 平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる<ul style="list-style-type: none">▶ 6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり○ 誰もが平等で個性と能力を発揮することができる<ul style="list-style-type: none">▶ 6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる

6-1-1 読書を通じた交流の推進

現状

- 平成25年3月に市議会で議決された「日本一の読書のまち宣言」に基づき、市民の主体的な学習要求や課題解決等、様々なニーズに応えるため、資料や情報を積極的に収集するとともに、市民の誰もが、いつでもどこでも読書に親しめるような図書館の運営を行っています。

課題

- 宣言から13年が経過し、これまで読書推進の取組みを通じて日本一の読書のまちの定着を図ってきました。引き続き、多様な読書活動を通じて市民の交流を促し、人と人とのネットワークを育み、多世代の新たなコミュニティが形成されることが求められています。
- 高齢者や障がいのある方など、図書館への来館が困難な利用者に対する支援や地域の図書室の更なる充実、市内の読書環境の拡充が求められています。



こども司書の活躍



ふれあい文庫

SDGsに向けた方向性



誰もが、積極的に読書に取り組むことで、多様な知識を得るだけでなく、その人の生活をより豊かにできるようにします。

施策実現のための取組み

日本一の読書のまち 三郷の推進

誰もが読書に親しむことができるよう読書活動を推進するとともに、読書活動をととして人と人との絆が結ばれるよう人と本をつなぐネットワークづくりを進めます。

読書活動ボランティア団体への支援

地域で活動する読書ボランティア団体に対して支援を行います。

関連する個別計画

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画

関連する取組み

本を通じた世代間交流の推進

特徴ある取組みの推進

関連施策

経1-2

経2-1



ふれあいブックワゴンを活用した読書活動支援



みさと絵本サーキット

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる

6-1-2 読書環境の整備

現状

- 市民の安全・安心・快適な図書館の利用のため、また、図書館資料の貸出・返却・検索・管理の迅速かつ効率的な処理による利便性の向上を図るために、図書館施設管理事業を実施しています。
- 公共施設として市民生活を豊かにし、課題解決に結びつく蔵書構成のため図書館資料の購入を実施しています。社会情勢を踏まえた幅広い資料の収集に努めるとともに、リクエストや利用状況等から市民ニーズを捉えた図書の選定を進めます。平成30年3月より電子図書館サービスを導入し、蔵書のさらなる充実を図っています。
- こどもたちに、読書の楽しさ、知る喜びを伝えるため、図書館及び図書館資料を活用し、こどもたちへの読書環境整備と市内小中学校への読書活動支援を実施しています。
- これまでの取組みにより学校図書館の環境は充実し、児童生徒の読書量やレファレンス数¹が増えています。

課題

- 施設・設備の適切な維持管理及び図書館情報システムの安定的運用のため、施設・設備の適切な管理に努めるとともに必要な措置を講じていく必要があります。
- 市民ニーズに対応した資料の収集及びサービスの周知を図ることで利用者の増加に努めていくことが課題となっています。
- 家庭・地域・学校・図書館が一体となり、こどもたちの読書環境の更なる整備促進及び読書活動を活発にするための取組みを行っていく必要があります。

¹ レファレンス数：調べたいことや探している資料などについての相談件数のこと。

SDGsに向けた方向性



積極的に読書に取り組むことのできる環境をつくり、誰もがその環境を利用できるような社会の実現を図ります。

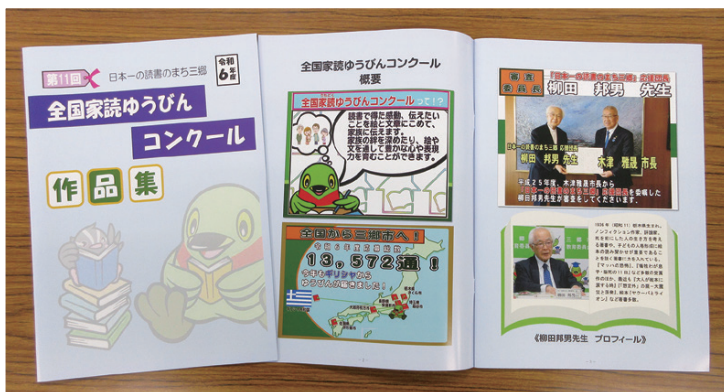
施策実現のための取組み

読書環境の整備と充実	市民の学習意欲及び読書への興味に応えるため、多分野の資料の充実に努めるとともに、市内施設の相互協力による読書ネットワークを強化するほか、各種データベースの充実を図ります。
図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用	日常及び定期点検を通じた施設・設備の適切な管理に努めるとともに、図書館情報システムの安定的運用を図るために必要な措置を講じます。
図書館業務の効率化	自動貸出機等の導入により利用者の利便性を高めるとともに、事務の効率化などにより、個々の利用者に対応できる体制を構築します。
電子図書館の運営	様々な理由により図書館に行くことが困難な方でも、気軽に読書に親しんでもらえるようなサービスの提供に取り組めます。
こどもたちの読書環境の整備	図書館及び図書館資料を活用した、こどもたちの読書環境の整備、市内小中学校の読書教育支援に取り組めます。
学校図書館の充実	司書教諭等と学校司書が、学校応援団や読書ボランティア等と連携し、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい児童生徒の読書及び調べ学習等の拠点となるよう、学校図書館の充実を図ります。

後期基本計画

関連する個別計画

第3次日本一の読書のまち三郷推進計画



全国家読うびんコンクール作品集



読書ボランティアによる読み聞かせ

● まちづくり方針 6

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-1 生涯学習の推進

現状

- 高度情報化の進展や価値観の多様化、少子高齢化社会など、生涯学習をとりまく社会環境の変化に対応し、こどもから高齢者まで一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を高め、心豊かな人生を送れる人生100年時代の生涯学習社会の構築が求められています。
- こどもの健全育成のため、家庭の教育力の向上が求められています。

課題

- 生涯学習を支える施設の充実と、生涯学習施設の利用促進、生涯学習団体や関係機関と連携した生涯学習体制の整備が必要です。
- デジタル技術やインターネット環境を活用した生涯学習機会の提供が必要です。



子ども大学みさと



みさと生きいき大学

SDGsに向けた方向性



すべてに対して、その人が希望する知識の習得などの学習への希望に応えます。

施策実現のための取組み

生涯学習・社会教育の推進	社会情勢や市民のニーズを把握し、学習機会の提供や社会教育活動への支援、デジタル技術やインターネット環境を活用した情報発信等を通じて、生涯学習意欲の高揚を目指します。
生涯学習関係機関・団体との連携強化	多様な市民ニーズに応え、生涯学習意欲の高揚を図る施設として、北公民館や放送大学再視聴施設などの生涯学習関連施設を運営し、各種講座の充実を推進します。
学び（市民大学）の充実	一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を磨き、心豊かな生活を支援するため、教育・学術機関や専門家等と連携・協働した講座の開催や放送大学再視聴施設の活用等、多様な生涯学習ニーズに対応します。
家庭教育の充実	家庭の教育力の向上を図るため、学習の機会の充実に努めるとともに、子育ての経験や情報交換を推進する団体を支援します。

関連する取組み

人権啓発・教育の充実	6-3-1
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	7-2-4
地域力を醸成するための機会の創出	経2-1

関連施策

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進

現状

- 健康づくりや体力づくり、仲間づくりへの関心が高まっており、市民のスポーツ活動への関心とニーズは、高度化、多様化しています。
- 高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として、三郷市独自の事業「シルバー元気塾¹」を開催しています。参加者からは、足腰が強くなった、体調が良くなった等の声が多くあり、効果が高いことも実証されています。

課題

- 地区の生涯スポーツ活動の場として、利用者と一緒に事業を提案していく必要があります。
- 既存の施設を最大限に活用し、スポーツ実施率を上げていくことが課題です。今後は、施設の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る必要があります。
- 地域活性化の観点からも、市内出身のアスリートや市内で活動するスポーツ団体などへの活動を応援・支援していくことが求められています。
- シルバー元気塾については、今後もサポーターの養成等をさらに推進するとともに充実化を図っていく必要があります。



みさとシティハーフマラソン

1 シルバー元気塾：高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として開催している市独自の筋力トレーニング教室のこと。

SDGsに向けた方向性



希望するスポーツやレクリエーションに、誰もが取り組むことで、いきいきとしたその人らしい生活ができるようにします。

施策実現のための取組み

スポーツ・レクリエーション活動の推進

広く住民が参加できるスポーツ行事や、子どもから高齢者まで、自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施するなど、スポーツをする機会をつくります。

指導者・団体の育成 及び次世代を担う地元 アスリートのための支援

各スポーツ団体との連携や指導者の育成を行います。また、地元で活躍するアスリートを発掘し、支援を行います。

シルバー元気塾の推進

高齢者の筋力維持・向上のための筋力トレーニングを取り入れ、高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的とした「シルバー元気塾」を推進します。

関連する個別計画

三郷市スポーツ推進計画

関連する取組み

スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成

社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備

地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進

関連施策

4-2-1

7-2-4

経1-2



シルバー元気塾特別講座スクワット

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-3 文化・芸術の振興

現状

- 社会構造の中で、文化・芸術活動や創作活動などを通じた心の豊かさを求める市民が増加しています。
- 各種文化団体には、後継者不足、育成の問題を抱えているところもあります。

課題

- 文化協会¹を中心に様々な事業等を展開していますが、ニーズの高まりに対応するには、世代や興味に合わせた柔軟なテーマ設定・実現が必要です。
- 各種文化団体に対しては、関連団体等との連携を通じた活動支援、文化振興公社²との連携を通じた文化活動の推進、活動の発表の場の提供、指導者の養成・確保、文化活動の拠点となる施設の機能の充実等を通じて、支援をしていくことが必要です。



市民文化祭 ホール部門



市民文化祭 展示部門

1 文化協会：文化・芸術の愛好家団体の連合体組織のこと。

2 文化振興公社：市民の文化芸術・スポーツの振興を図るとともに、施設の活性化と効率的な利用を推進し、市民福祉の増進とコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とし、昭和59年4月9日に財団法人三郷市文化振興公社として設立された。

SDGsに向けた方向性



誰もが文化や芸術への希望が実現できる社会を目指します。

施策実現のための取組み

市民の文化活動の支援

文化芸術団体を育成し、団体と連携し文化芸術の普及を実施します。また、市民の活動の発表の場の提供や文化に触れる機会を確保します。

市民作品の展示

市民の作品を市庁舎入口に展示し、発表機会を創出します。



三郷市美術展覧会（市展）

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる

6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承

現状

- 都市化や、代替わりなどによって、全県的に地域史料（古文書等）や民俗資料の散逸が課題となっており、市民及び地域の共有財産である歴史資料が散逸する危険性があります。

課題

- 都市化が進む中で、新規住民が増えており、三郷市の歴史や文化財を紹介し、関心や愛着を深め、永く文化財を保護していく意識を向上させる取組みが必要です。
- 『三郷市史』は三郷市及び地域の歴史・文化を理解するために必要不可欠であり、郷土資料等を適正に管理し、活用する必要があります。その活用とともに、資料収集を継続し、将来にむけて適切な保存・活用をしていくための整備が必要です。



三郷市史



三郷市立彦成小学校講堂記念館

SDGsに向けた方向性



文化財や地域の歴史をすべての人が知ること、誰もが三郷市に愛着を感じることができる社会を目指します。

施策実現のための取組み

文化財の調査・保存・継承	散逸から市内の文化財を保護・保存するため、調査を実施するとともに、特に保存・継承が必要なものについては市民共有の財産として指定していきます。
文化財保護意識の啓発	市内外の文化財や歴史資料に触れ、文化財保護意識を啓発します。
郷土資料館展示の充実	郷土資料等の調査・収集・保存に努めるとともに、常設展示や企画展示を行い、郷土の歴史を学ぶ場として魅力ある郷土資料館を目指します。
市史編さん事業の継続	新たな史料の収集・調査を継続して行い、編さん体制の充実を図ります。また、第1次市史編さん事業で刊行できなかった内容について、市史研究『葦のみち』を刊行し、発信していきます。
地域史料の収集・保存・活用	地域史料を適切に保存・活用していくための体制の整備、また調査・研究に役立つため史料の目録化を行います。

後期基本計画

関連する取組み

地域力を醸成するための機会の創出

関連施策

経2-1



三郷市立郷土資料館



郷土資料館常設展

● まちづくり方針 6

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
誰もが平等に暮らせる社会を実現する

6-3-1 平和と人権を大切に作る社会づくり

■ 現状

- 急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が必要となっています。
- 平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」などの、人権に関する法律が施行されました。人権課題の解決に向けた施策の推進とともに、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。
- 令和5年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。同法の基本理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととされました。

■ 課題

- 様々な人権問題¹を正しく認識しその解決を図っていくために、各種啓発事業を総合的に進めるとともに、家庭・地域社会・学校などあらゆる場を活用した効果的かつ創意工夫に富んだ啓発活動の展開が必要です。
- 三郷市非核平和都市宣言に基づき、引き続き平和の尊さを広く市民に訴え後世に伝えていく必要があります。

¹ 様々な人権問題：部落差別（同和問題）、女性・子ども・高齢者に対する人権侵害、障がい者や外国人であること・性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別等のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もが平和や人権の大切さを知ること、すべての人がいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

施策実現のための取組み

人権啓発・教育の充実

様々な人権問題の解決を図っていくために、人権意識の高揚を図り、人権を尊重し共に生きるまちづくりの実現に取り組めます。

市民の平和意識の高揚

三郷市非核平和都市宣言の基本理念を踏まえ、平和意識の高揚に向け、夏休み親子平和施設見学会や平和DVDの上映、原爆パネル展示等の平和啓発事業を実施します。

関連する個別計画

三郷市人権施策推進指針

関連する取組み

虐待防止対策の強化

青少年をとりまく環境の整備

権利擁護の推進

関連施策

2-1-3

2-2-2

7-2-1



人権啓発講演会



人権メッセージパネル展

● まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
誰もが平等に暮らせる社会を実現する

6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

現状

- 女性の活躍を推進するため、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成30年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」及び「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が施行されました。
- 女性が抱える問題は、複雑化、多様化、複合化しています。女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点から、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が新たに施行され、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が一部改正されました。

課題

- 性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会制度や慣行は、依然として根強く、子育てと仕事の両立が困難な状況、出産・子育て期における女性の労働力の低下、重要な方針決定の場へ参画する男女の不均衡などの多くの課題があります。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）¹やセクシュアル・ハラスメント²など、女性に対する暴力についても相談件数等は高水準で推移しており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者の人権を保護する施策が必要です。



男女共同参画週間懸垂幕

1 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為のこと。
2 セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動のこと。

SDGsに向けた方向性



誰もがすべての人に対して、平等かつ個性を尊重することができる社会を目指します。

施策実現のための取組み

男女共同参画社会 づくりの推進

「三郷市男女共同参画社会づくり条例」や「みさと男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取り組めます。

一人ひとりの人権の 尊重と擁護

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、被害者の安全確保と支援体制の整備に努めます。

関連する個別計画

第6次みさと男女共同参画プラン

関連する取組み

労働環境の充実

関連施策

5-2-1



パープルライトアップ



パープルリボン啓発掲示

